（参考資料 1）

研修認定の手続きの流れ

◆研修認定申請

【事業者⇒広島県】

（要綱第 3 条，要領第 5）

※研修開講日の 180 日前から 60 日前までに提出してください。（※募集開始時期が早い場合は，募集開始前に指定を受けられるように提出してください。）

※必要書類の様式は，県 HP からダウンロードしてください。

補正依頼

【広島県⇒事業者】

（要綱第 4 条第 3 項）

不認定及び申請却下

【広島県⇒事業者】

（要綱第 4 条第 2 項，第 3 項）

研修認定

【広島県⇒事業者】

（要綱第 4 条第 1 項）

※認定した研修の情報は，県 HP へ掲載します。（※研修認定申請時に，HP への掲載を「否」とした場合を除く。）

◆中止届

【事業者⇒広島県】

（要綱第 9 条，要領第 9）

※研修の一部または全部を中止する場合

※中止決定から 10 日以内に提出してください。

◆変更届

【事業者⇒広島県】

（要綱第 8 条，要領第 8）

※認定内容に変更が生じた場合

※変更決定から 10 日以内に提出してください。

◆実施報告

【事業者⇒広島県】

（要綱第 7 条，要領第 7）

※研修終了後 60 日以内に提出してください。

※修了者名簿は，事業者において永久保存してください。